

食品安全委員会第1005回会合議事録

1. 日時 令和7年12月2日（火） 14：30～14：42

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「スルホスルフロン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
澁岡評価情報分析官

5. 配付資料

資料1-1 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<スルホスルフロン>

資料1-2 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<ペンチオピラド>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第1005回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1005回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は2点ございます。

資料1-1が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<スルホスルフロン>」、

資料 1－2 が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<ペンチオピラド>」。
以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きますして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「スルホスルフロン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手续が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料 1－1 に基づいて説明いたします。

右下のページで 4 ページをお願いいたします。審議の経緯がございます。暫定基準の見直しに関連して、2008年に厚生労働大臣から評価要請のあったものとなります。9月の農薬第一専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について、9月の食品安全委員会において報告し、その後、30日間国民からの意見・情報の募集を行っていただいたものでございます。

12ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は 6. に示されたとおりでございます。次のページの 8. 作用機序・海外登録状況等に記載がございますとおり、このものはスルホニルウレア系の除草剤で、アセト乳酸合成酵素を阻害することにより除草作用を持つものとされているものでございます。

国内では農薬としての登録はなく、毒性試験の詳細な情報を入手することが困難であったのですが、令和4年に評価書評価に関する考え方を農薬第一専門調査会でおまとめいただき、評価の準備が整いまして、御評価いただいたものでございます。海外の評価書等を用いて評価が行われたものでございます。

25ページにお進みください。食品健康影響評価の記載がございます。ADIは、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験で得られた無毒性量24.4 mg/kg 体重／日を根拠として、安全係数100で除した0.24 mg/kg 体重／日、ARfDは設定する必要がないと判断されました。

次のページに記載がございますとおり、当該評価結果は、海外評価書等の限られた情報の中から評価したものであり、リスク管理機関において新たな試験結果に関する情報が得られた場合には、評価を見直すことを前提として作成した点に留意する必要があるものとなります。

また、ばく露量につきましては、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとなります。

今般、1件、情報の募集を行った結果につきましては、30ページに参考として添付しております。御意見を1通頂戴いたしました。

左側の記載となりますが、御意見といたしまして、人体には重大な毒性はないようですが、水生生物には高毒性がある農薬です。安全性の評価は人体以外でも行って判断してください。使用には反対しますという御趣旨の御意見を頂戴いたしました。

回答でございますが、右側の欄に記載がありますとおり、食品安全委員会では、食品安全基本法に基づき、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。農薬の使用による水生生物等への影響に関する御意見は、農林水産省及び環境省に情報提供いたしますとの内容となっております。

本評価書につきまして、専門調査会における結論を変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちスルホスルフロンの許容一日摂取量（ADI）を0.24 mg/kg 体重／日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、農薬「ペンチオピラド」についてです。

本件についても、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料1-2に基づきまして、説明いたします。

農薬評価書「ペンチオピラド」第7版でございます。右下のページで8ページの第7版関係の審議の経緯を御覧ください。稲、茶等への適用拡大申請、魚介類への基準値設定依頼があったことを受けて、厚生労働大臣から2024年2月に評価要請のあったものでございます。昨年4月と本年8月の農薬第四専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、9月の食品安全委員会において報告し、その後、30日間国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

15ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。このものの構造は、6.に示されたとおりでございまして、次のページの8. 開発の経緯にございまして、カルボン酸アミド系の殺菌剤で、糸状菌のミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱに作用し呼吸エネルギー代謝を妨げ、ATP合成を阻害すると考えられているものでございます。

食品健康影響評価につきまして、73ページにお進みください。ADI、ARfDにつきまして、74ページから記載がございしますが、ADIはイヌを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量8.10 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.081 mg/kg 体重/日、ARfDはラットを用いた急性神経毒性試験における無毒性量125 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100で除した1.2 mg/kg 体重と設定されました。

また、今回、代謝物A-3について、75ページに記載がございしますが、ラットを用いた急性毒性試験、亜急性毒性試験等の結果から、親化合物であるペンチオピラドよりも毒性が強く、毒性プロファイルが異なる可能性が考えられたことから、こちらの代謝物A-3に関して、ADI、ARfDの検討がされました。

ADIにつきましては、代謝物A-3を用いたラットの28日間亜急性毒性試験の7.3 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数3,000、こちらは種差10、個体差10、慢性毒性試験及び生殖発生毒性試験の不足による追加係数10と試験動物種の不足による追加係数3が追加されたものとなりますが、3,000で除した0.0024 mg/kg 体重/日と設定されました。

また、ARfDにつきまして、設定について検討が行われた結果、代謝物A-3の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた単回経口投与による骨への影響検討試験の500 mg/kg 体重であり、カットオフ値以上であったことから、設定する必要がないと判断されました。

また、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後のページとなりますが、131ページに参考として添付しております。御意見を2通頂戴しております。

左側の記載の内容となりますが、意見1でございますが、人体への毒性は比較的低いようですが、水生生物には高毒性、ミツバチには低から中毒性のある農薬です。水生生物やミツバチを通じて私たちの生活に悪影響があることが考えられます。安全性評価は人間だけでなく、ほかの動植物でも行ってから判断してください。使用には反対しますという御意見。

また、意見2でございますが、構成元素中にフッ素が含まれているが、カルボン酸アミド系殺菌剤の構成元素にフッ素は必ず含まれていなければならないものではないはずである。環境中におけるPFASの削減を図るべきという観点からは、この使用は行わないようにしていくべきではないかと思われるものである。使用については終息させていくべきとの御意見をいただいたところでございます。

これらの御意見に対する回答について、右側に記載がございますが、食品安全委員会では、食品安全基本法に基づき、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。農薬の使用並びにこれによる蜜蜂、水生生物及び環境への影響に関する御意見は、農林水産省及び環境省に情報提供いたしますとの内容となっております。

本評価書につきまして、専門調査会における結論を変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちペンチオピラドのADIを0.081 mg/kg 体重/日、ARfDを1.2 mg/kg 体重、ペンチオピラドの代謝物である1-メチル-3-トリフルオロメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミドのADIを0.0024mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、12月16日火曜日14時から開催を予定しております。

また、5日金曜日10時から「プリオン専門調査会」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1005回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。